

「廃棄物・リサイクル関連規制の見直し」について

北村喜宣@上智大学

■基本的考え方

1. 循環型社会の形成推進という国家的目標のために、排出事業者や処理業者が、健全なインセンティブを発揮できるような法制度が求められる。具体的規制は、こうした大きな流れの中に位置づけられてはじめて、行動を義務づけられる行政客体が正当性をもって受けとめられることになる。「コンプライアンス」が強調される時代であるが、存在に疑問を持たれる規制に汲々としていたのでは、「遵守のための遵守」にしかならない。

2. 「適正処理が制度的に可能であることを確認したうえで許可制から外す」という方針と「リサイクルをするから廃棄物のカテゴリーから外して許可を不要とせよ」という方針は、法制度の基本的認識にかかわる。廃棄物処理法は前者であるから、この問題は、廃棄物処理法の改正という次元のものではない。廃棄物処理法という法律を維持しているかぎり、後者的議論を実定法化するのは限界がある。形式的にはそうではないけれども、廃棄物処理法は、日本の廃棄物・リサイクル法制の「影の基本法」となっている。本来は、循環型社会形成推進基本法にあわせて根本的に改正する必要があるが、政治的にそれが果たされていない。

3. 産業廃棄物に関する許可制の前提には、「なるべく多くの人をマーケットに入れる」ことがある。これを警察許可という。警察許可は、自由主義的制度を前提にしているが、現実には、「悪貨が良貨を駆逐する」というように、市場が機能していない状況がある。また、現在の許可制は、基本的に、中小零細企業を念頭においたものである。国家的課題に取り組むためには、自己責任を徹底した「ハイリスク、ハイリターン」型の許可制も必要である。

■いくつかの具体的施策

1. 「不要物」の解釈については、別紙参照。

2. 市町村に実施責任が課せられている一般廃棄物処理については、産業廃棄物とは異なった政策方針を作ることが可能であり、市町村の政策裁量は広い。一般的に、地方自治法24条14項は、自治体に対して、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを義務づけているのであって、競争原理の導入は、むしろ一般法である地方自治法が求めていることである。これと異なる政策を一般廃棄物処理計画で採用するなら、それを積極的に説明することが求められる。

3. 一般廃棄物焼却施設への過剰投資と一般廃棄物の減量化傾向によって、処理能力にはかなりの余裕が出ているといわれる。一般廃棄物処理施設で産業廃棄物処理を推進することを、より積極的に考えてよいのではないか。その際には、一律に一般廃棄物処理業許可を求めるのではなく、別カテゴリーとすべきである。事業系一般廃棄物は、そもそもすべての廃棄物が「一般廃棄物」であった清掃法時代の名残である。処理責任を明確にして、PPPに適合した体制を整備する必要がある。

4. 再委託禁止は、中小零細処理業者を前提とした政策であった。多様な処理業者の参入があり、これからもより多様化することを考えれば、確実な処理の担保のもとに、個別に適用除外をする制度を設けることが望ましい。

5. 広域的に事業展開する産業廃棄物処理業の許可手続を合理化することには、長短がある。効率化に資するのは当然である一方で、都道府県に一本化すると、従来の政令市対応分も担当することになるが、それだと従来の都道府県担当部分に対するケアが絶対的に不足することになる。

6. 再生利用認定制度、広域認定制度、再生利用指定制度を拡大することは必要である。「例外」をつくるために、審査が厳格とされる。保証金を積ませるなり万が一の際の債務保証をさせるなりして、「ハイリスク、ハイリターン」を実現し、インセンティブが発生するような仕組みにすべきである。

7. マニフェストの「幻想」をどう受けとめるのかは、難しい問題である。紙にせよ電子にせよ、積み替え保管の後は、データと物とが一致するかは保証の限りではない。マニフェスト義務違反が不法投棄とリンクすると、排出事業者は、原状回復命令の対象となるが（19条の5）、今後、執行強化がされることが確実なことから、一度、フランクに議論すべきではないだろうか。

や判例があり、行政現場の混乱は、相当のものである。あまりにも多くのことがらが絡み合っているために、動くに動けない状態なのかもしれない。解釈を要しないほどの完璧な定義というのは、おそらくはありえないが、次のような対応も考えられる。すなわち、より具体的に性状を示すのである。

- ①占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物。
- ②排出された状態で社会通念上再利用又は再生利用できると認められない物。
- ③通常の状態を取り扱われる場合において、有害性を有するなど生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある物。

このいずれかに該当すれば、「廃棄物」となる。これは、いわば「積極要件」である。それを踏まえたうえで、施行規則において、「廃棄物性」を否定する「消極要件」を示して、「それ以外は廃棄物」とするのである。その内容としては、以下の事項をあげてみよう。

- ①占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却できることを占有者が客観的に明らかにできるものであって、それが社会通念上合理的に認定しうるものであること。
- ②占有者が不要とする物がそのままの状態で作品として使用できるもの又はその全部又は一部を部品その他製品の一部として利用できるものであること。
- ③再生利用するために再生された物にあつては、標準的な規格があること。
- ④使用時期が明確であり、長期間保管された状態にないこと。
- ⑤燃料として再生利用するために再生された再生品にあつては、環境大臣が示す基準に適合したものであること。

さらに検討することが必要であるが、議論のたたき台として提示する。

200
北野 嘉彦 廃棄物指針の草案を引く
(ブリックビルヂ、2007年)